

神奈川最賃千円裁判傍聴記 (三)

下山房雄 (かながわ総研元理事長)

横浜地裁民事第一部担当 (訴訟指揮の裁判長一佐村浩之, 判決文起案の主任・右陪席一日下部克通, 左陪席一小堀瑠生子) の神奈川最賃裁判第三回が、正月 23 日の午前約 40 分、行われた。開廷 20 分前、傍聴席 86 名定員に傍聴希望 53 名で抽選は無し。開廷後も 20 名の空席があり「次回 (2 月 27 日 11:30~) は我々の訴えが門前払いになるかどうかの中間決着の裁判でもあり、101 号法廷いっぱいの傍聴動員を」との神奈川労連副議長福田裕行さんのアピールが裁判報告集会の場で為された所以である。

さて裁判は、原告森山さんの陳述と、<訴えを棄却せよ>との被告=国の門前払い請求を巡る原告・被告・裁判長三者の息詰まるやりとりとの二つの部分から成った。

森山さんは、学童保育を二ヶ所掛け持ち (川崎:時給 860 円だったのが公契約条例で 893 円 11 年 12 月 35 時間就労、横浜:時給 920 円 63 時間就労) で約 10 万円月収の苦しい生活ぶりを、食費切り詰め、洋服費ゼロ、国民年金保険料不払い、さらには通信教育「スクーリングの日は仕事ができず、別途交通費等もかかりますから、目の収入をとるか、教員になるという夢を実現するために、スクーリングに行くべきか」を悩むなど具体的に述べた上で、国側に「訴訟要件がどうのこうのと形式的なことばかり言うのではなく、早く実質的な中身の話しに入って下さい」、裁判所に「最低賃金を引き上げる判決を出してください」と訴えて結んだ。傍聴席から思わず遠慮がちな拍手、それを佐村裁判長が「法廷で音を立てるな」と制止する場面にもなった。

前回裁判陳述の原告渡邊さんは月収 10 万・生保受給だった。森山さんは、同じ月収 10 万だが、生保は不受給。「彼女」と結婚すると、病身の「彼女」がいま受けている生保 13 万円が森山さんの収入を理由に「打ち切られる」ので「結婚はできません」と森山さんは述べもし、現在苦しいだけではなく、将来に希望が見えないというアピールもした。こうした庶民的訴えを判事たちはどう受け止めているのだろうか。

労働局長最賃金額決定命令は、立法行為 (三権分立原則下の議会が持つ権限で、司法が違憲立法審査以外は口出しできないということか?) と同じで「処分性」が無く訴訟では争えないとの被告の主張は、原告「準備書面(1)」に反論する被告「準備書面(2)」提出で継続された。この被告「書面(2)」は、神奈川労連が傍聴者に事前配布する資料の中にあり、通読。これには被告への反論と併せ「裁判所の指摘を踏まえ、原告らが本件訴えの原告適格を欠くことについての主張を補充する」と冒頭に書かれている。しかしその補充主張は見当たらず。事後の「報告集会」解説で、原告不適格の補充主張をするとの冒頭文言を被告は急遽削除して書面を提出したとのこと。法廷での口頭やりとりでは国側弁護士が、最賃千円に個々の原告の「法律で保護さるべき利益」があるかどうかは不詳などと述べたが、裁判長に<最賃が上がって原告賃金が上がれば具体的利益でしょ>といなされた。

「処分性」が無いので訴えを棄却せよと主張している国側なのだが、その論点での裁判所の判断を中間判決として求めるのかということとそうでもなく(「処分性」ありとなれば全国各地で訴訟がおき、無しならば高裁控訴で原告はなお闘えるので、国側が判断に迷っていると大川弁護士は解説される)、裁判長から、この入口問題で中間判決まで求めるのかどうかと国側は迫られもした。その回答期限が 2 週間となり、次回裁判の日程が決まった。

(追記: 裁判サポーター千名目標募集中—現在 680 名。ブログ「最低賃金裁判ニュース」参照)